

平成28年度

海水浴場運営費補助金

評価表 NO.

53

所管部課名	観光・シティセールス課	担当者	仮屋 真之						
事務事業名	本土地域観光物産施設事業費								
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱、海水浴場運営費補助金交付要領								
補助経過年数	21年以上								
平成28年度 予算額	1,600千円	国県支出金		一般財源		その他		その他の内容	
		0千円		1,600千円		0千円			
	指標名			目標値		目標年度			
成果指標①	西方海水浴場利用者数			15,000人		平成33年度			
成果指標②	—								
補助対象者	西方海水浴場振興会								
補助対象経費	西方海水浴場の開設中に係る経費（監視員人件費、宣伝広告、監視棟の施設整備、光熱費等）								
補助対象事業・活動の内容	西方海水浴場運営事業の実施（海水浴客の安全・安心の確保及び海水浴客へのサービス向上等を通じて海水浴客の増加に繋がるよう西方海水浴場を適正に運営管理すること。）								
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ		<input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ		<input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方		<input type="checkbox"/> その他	
補助金額又は補助率	予算に定められた範囲内								
上記項目の積算方法	予算に定められた範囲内で例年の活動実績に基づき積算								
補助を受ける3年間の事業（団体）等の決算状況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度			
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）		
	収入	自己資金	46,027	2.7%	48,540	2.9%	33,024	2.0%	
		会費収入	15,000	0.9%	12,000	0.7%	9,000	0.5%	
		事業収入	15,000	0.9%	16,000	1.0%	8,000	0.5%	
		寄付金・その他助成	16,027	0.9%	20,540	1.2%	16,024	1.0%	
		市補助金	1,620,000	94.8%	1,600,000	96.4%	1,600,000	96.3%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		（前年度繰越金）	43,587	2.5%	11,734	0.7%	28,339	1.7%	
	計	1,709,614	100.0%	1,660,274	100.0%	1,661,363	100.0%		
	支出	事業費	428,880	25.1%	294,876	17.8%	285,410	17.2%	
		人件費	1,269,000	74.2%	1,337,059	80.5%	1,371,111	82.5%	
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		（翌年度繰越金）	11,734	0.7%	28,339	1.7%	4,842	0.3%	
計	1,709,614	100.0%	1,660,274	100.0%	1,661,363	100.0%			
支出計/前年度支出計				97.1%		100.1%			
自己資金/前年度自己資金				105.5%		68.0%			
翌年度繰越金/市補助金		0.7%		1.8%		0.3%			
交付件数		1件		1件		1件			
成果指標の推移①		7,800人（遊泳禁止2日）		9,800人（遊泳禁止14日）		15,638人（遊泳禁止7日）			
成果指標の推移②		—		—		—			
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のままで継続（縮小）」 特に意見なし 【今年度の改善点】 集客へ繋がる情報発信（西方海水浴場振興会会員によるブログ開設、こころHPでの毎日の遊泳情報掲載）								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	海水浴場の適正に運営管理することは、海水浴客の利便性を図り、もって本市の観光振興に資するものと考えられる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	B	海水浴場を適正に運営管理し、海水浴客の安全性を確保するには、監視員の常設が必要であるが、行政による資金的な支援なしには、相応の人員を安定的に配置することは困難である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	海水浴場を適正に運営管理することは、海水浴客の利便性を図り、もって本市の観光振興に資するものと考えられるが、海水浴情報の情報発信や天候などの要因により、成果（来場者数）を安定的に確保することは容易ではなく、今後も大きな課題といえる。
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	当該海水浴場は、地元の貴重な地域資源であり、地元団体により運営管理されることが、地域資源を次世代へ引き継ぐ上でも重要であると考えられる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	現時点では妥当な水準と言えるが、今後も厳しく引き続き精査する必要がある。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	対象団体の構成などを踏まえると、団体自身についても、会員数の拡充など、更なる改善などが必要と思われる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	海水浴場の運営以外にも地元夏祭りへの協賛など、公益的な活動が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	地元団体が主体的に活動すること（海水浴場の運営）に市が支援するという点で、最も適当な手段であると認められる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費が明確に規定されているとともに、その目的にも合致していることから、妥当性を欠くものとは言えない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 当該事業に係る事業主体は、会員数の減少など、昨今の社会情勢の変化等への対応などに関しての改善すべき課題があるものと思われるが、補助金に関しては、西方海水浴場の適正な運営管理を図る上で必要なものであると認められることから、今後も現状のまま継続することが適当であると思われる。 ≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 西方海水浴場振興会の体制改善（会員の増員や活動の拡充など）		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪まとめ≫

海水浴場運営費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる海水浴場運営費補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 海水浴場運営費補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、海水浴客の安全・安心の確保、海水浴客へのサービスの向上等を通じた海水浴客の増大及び周辺地域の活性化に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 海水浴場運営費補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 海水浴場運営費補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 監視手当
- (2) 会場設営に係る経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、西方海水浴場の運営に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 海水浴場運営費補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月30日とする。

(交付の基準)

第6条 海水浴場運営費補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に海水浴場運営費補助金を交付することが適当でないとして認められる場合

(実績報告)

第7条 海水浴場運営費補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 海水浴場運営費補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、西方海水浴場の利用者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 海水浴場運営費補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。